



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 1 2 号 令和 5 年 7 月 2 5 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 5 3	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
3 5 4	保安林予定森林を告示する件	森林整備課
3 5 5	森林管理重点地域の指定をする件	同
3 5 6	歳入の収納の事務を私人に委託した件	教育委員会

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 0	警備員指導教育責任者講習の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第三百五十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 徳島県厚生農業協同組合連合会

住 所 徳島市北佐古一番町五番一―二号

代表者 代表理事理事長 板東正人

2 工場又は事業場

名 称 徳島県厚生農業協同組合連合会 阿南医療センター

所在地 阿南市宝田町川原六番地一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十八号の二
口に規定する洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、
徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年七月二十五日から

令和五年八月十五日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第三百五十四号

次の森林を保安林に指定する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により次のように告示する。

令和五年七月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

名東郡佐那河内村上字大川原五の一六四、五の一六五、五の一六九、五の一七〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大川原五の一六四・五の一六五・五の一六九・五の一七〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び佐那河内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三百五十五号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和五年七月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

阿波市市場町日開谷字岩野四七八の一及び四七八の五

徳島県告示第三百五十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和五年七月一日次の事務を弁護士法人一番町綜合法律事務所に委託した。

令和五年七月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号）第七条の規定による奨学金の返還に係る当該返還金（知事が別に定めるものに限る。）の収納の事務

徳島県公安委員会告示第10号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和5年7月25日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期日及び定員

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

(2) 講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）（以下「指導教育責任者資格者証等」と総称する。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

令和5年8月28日（月）から同月31日（木）まで、同年9月4日（月）及び同月5日（火）の6日間（8月28日から同月31日まで及び9月4日の5日間は午前9時から午後4時50分まで、同月5日は午前9時から午後1時50分までとし、午後2時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、8月28日の午前9時から午前9時20分までとする。

イ 追加取得講習

令和5年8月31日（木）、同年9月4日（月）及び同月5日（火）の3日間（8月31日は午後2時から午後4時50分まで、9月4日は午前9時から午後4時50分まで、同月5日は午前9時から午後1時50分までとし、午後2時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、8月31日の午後1時30分から午後1時50分までとする。

(4) 定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて40人

2 場所

徳島県立工業技術センター

（徳島市雑賀町西開11番地の2 電話088-669-4711）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講の申込みを行う日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当する者

4 講習の受講申込手続

(1) 電話による予約

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、講習の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、次に掲げる講習の種別ごとに定めた期間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

a 新規取得講習

令和5年8月7日（月）から同月10日（木）まで

b 追加取得講習

令和5年8月9日（水）から同月10日（木）まで

イ 予約番号の付与

電話予約を行う者が3に掲げる受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 講習を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 受講申込書等の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者（以下「講習申込者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。）1通に受講対象者に該当することを疎明する書面1通を添付すること。

なお、受講申込書には、必ず写真（提出日前6か月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）1枚を貼り付けること。

(イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面は、次のとおりとする。

a 新規取得講習

(a) 3の(1)のアに該当する者

最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業務従事証明書（警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号。以下「施行細則」という。）第6条第1項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。）及び履歴書

(b) 3の(1)のイに該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(c) 3の(1)のウに該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(d) 3の(1)のエに該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(e) 3の(1)のオに該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

b 追加取得講習

2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを疎明するaの(a)から(e)までのいずれかの書面

(ウ) (イ)のaに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、3の(1)のア、ウ又はオに該当することを誓約する誓約書（施行細則第6条第2項に規定する誓約書をいう。）及び履歴書をもって当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、3の(1)のアに該当する者にあつては、履歴書の提出を省略することができる。

(3) 提出先

受講申込書及びその添付書類（以下「受講申込書等」という。）は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申込者本人が提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、講習申込者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは認めない。

(4) 提出期限

受講申込書等の提出は、令和5年8月14日（月）から同月18日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

(5) 講習手数料

受講申込書等を提出する際、講習手数料として、新規取得講習にあつては38,000円を、追加取得講習にあつては14,000円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された講習手数料は、還付しない。

5 講習の委託

この講習は、一般社団法人徳島県警備業協会（徳島市昭和町2丁目5番地）に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、これを略さずに、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本及び警備業関係法令集を持参すること。

(3) 問合せ先

講習の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。